

この薬局は

「保険薬局」

です



当薬局は厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている「保険薬局」です。

「保険薬局」とは薬剤師が健康保険を使って調剤を行ったり、一般薬を販売（一般薬には健康保険は使えません）をしている薬局のことです。



当薬局では、お薬を安全で安心してご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。

薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関してご説明をいたします。

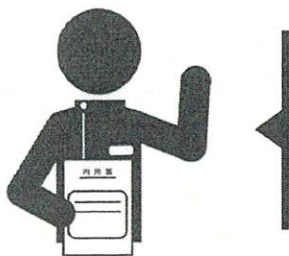
調剤したお薬や市販薬について薬の飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。疑問・質問等がございましたら、当薬局の薬剤師に遠慮なくご相談ください。

うさぎ薬局 湯の花店

保険薬局の管理及び運営に関する事項

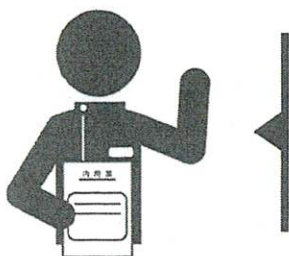
許可の区分		薬局	
薬局開設許可証 記載事項	薬局開設者氏名	株式会社うさぎ薬局	
	薬局の名称	うさぎ薬局 湯の花店	
	薬局の所在地	静岡県伊東市湯川1丁目14番13号 天満ビル1階	
	許可番号	熱保A 第1-108号	
	有効期間	令和5年2月1日 から 令和11年1月31日	
薬局の管理者の氏名		[REDACTED]	
勤務する薬剤師の氏名 及び担当業務	[REDACTED]	調剤・医薬品販売・情報提供・相談・在庫管理	
	[REDACTED]	調剤・医薬品販売・情報提供・相談・在庫管理	
勤務する登録販売者 及び担当業務	[REDACTED]	第二類、第三類医薬品販売・情報提供・相談	
	[REDACTED]	第二類、第三類医薬品販売・情報提供・相談	
取り扱う一般用医薬品の区分		要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品	
この薬局に勤務する者の区別に関する説明		薬剤師 : 「薬剤師」の名札に白衣着用 登録販売者 : 「登録販売者」の名札に会社指定の制服着用 その他 : 「事務員」の名札に会社指定の制服着用	
営業時間		月・火・水・金 9:00 ~ 18:30 木 8:45 ~ 16:45 土 9:00 ~ 18:00 定休日 日・祝祭日	
営業時間外で相談できる時間		営業外の時間	
相談時および緊急時の連絡先	当店舗電話番号	0557-35-9222	
	うさぎ薬局緊急対応電話	080-3564-8345	



当薬局の調剤基本料については、下記のとおりです。

調剤基本料1 ―――――――→ 45点
後発医薬品調剤体制加算3 ―――――→ 30点
地域支援体制加算2 ―――――――→ 40点
医療DX推進体制整備加算 ―――――→ 10点
連携強化加算 ―――――――→ 5点

処方せん受付回数が月1,800回以下で、同一グループ薬局の処方せん受付回数の合計が月に4万回超～40万回未満、店舗数は300未満、集中度85%未満。医薬品取引価格の妥結率が5割をこえて、地方厚生局に報告。特定の医療機関からの不動産賃貸借などの関係は無し。かかりつけ機能に係る基本的な業務（夜間・休日業務、重複・相互作用防止等）の算定が年間12回以上。後発医薬品調剤率50%をこえて、地方厚生局長に報告。非常時対応の為の連携体制が整えています。



●夜間・休日等加算の対象時間

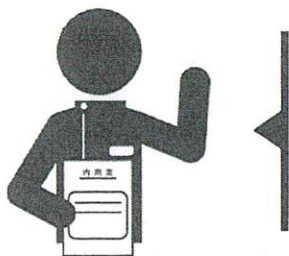
平日19:00-閉店まで 土曜日13:00-閉店まで ※1月2-3日 12月29-31日は休日扱い

●営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 18:00-22:00 6:00-8:00 深夜加算 22:00-6:00

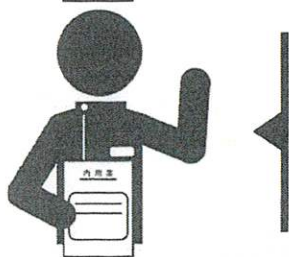
休日加算 日曜日・祝日・年末年始（12月29日-翌年1月3日）

緊急時の連絡先（080-3564-8345）にお電話いただければ薬局を開局し処方箋を応需および緊急時のご対応いたします。また、やむを得ない事情によりうさぎ薬局湯の花店が開局できない場合、同グループの近隣の店舗をご紹介します。



●当薬局では医療費を抑え、お薬代の負担が軽くなるジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

●当薬局では、ジェネリック医薬品を積極的に調剤し、後発医薬品体制加算を算定しています。



●当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。

●明細書の発行を希望されない場合は事前にお申し出ください。

うさぎ薬局 湯の花店

調剤報酬点数表（令和7年4月1日施行）

第1節 調剤技術料

令和7年3月12日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1)受給率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の 同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料 1	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	45点
② 調剤基本料 2	○	処方箋受付回数および集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) 月4,000回超 & 上位3医療機関に係る合計受付回数の集中度70%超 ロ) 月2,000回超 & 集中度85%超 ハ) 月1,800回超 & 集中度95%超 ニ) 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中度が最も高い保険医療機関が 同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	29点
③ 調剤基本料 3	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数（または店舗数）の合計 および当該薬局の集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・月3.5万回超～4万回以下 & 集中度95%超 ・月4万回超～40万回以下 & 集中度85%超 ロ) ・月3.5万回超 & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ・月40万回超（または 300店舗以上） & 集中度85%超 ・月40万回超（または 300店舗以上） & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ハ) ・月40万回超（または 300店舗以上） & 集中度85%以下	イ) 24点 ロ) 19点 ハ) 35点
④ 特別調剤基本料 A	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内） & 集中度50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料 B	—	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
“（後発医薬品の試用）”		1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援体制加算 1		調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 必須1 + 選択2以上	32点
地域支援体制加算 2	○	調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 選択8以上	40点
地域支援体制加算 3		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 必須2 + 選択1以上	10点
地域支援体制加算 4		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 選択8以上	32点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
後発医薬品調剤体制加算 1、2、3	○	後発医薬品の調剤数量が80%以上、85%以上、90%以上	加算 1：21点、2：28点、3：30点
後発医薬品減算	—	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算 1	○	在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	15点
在宅薬学総合体制加算 2	○	同加算 1 の算定要件、①医療用医薬（注射薬含）の備蓄 & 無菌製剤処理体制 または ②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか	50点
医療DX推進体制整備加算 1	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 45%以上、マイナボ相談ほか、月1回まで	10点
医療DX推進体制整備加算 2	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、マイナボ相談ほか、月1回まで	8点
医療DX推進体制整備加算 3	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 15%以上 ほか、月1回まで	6点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8～27日分 190点 + 10点/1日分(8日目以上の部分) 28日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む） 麻薬を含む2以上の注射薬を混合（ “ ” ）または 原液を無菌的に充填	69点（6歳未満 137点） 79点（6歳未満 147点） 69点（6歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬）		1調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、I+II剤 液剤	7日分につき 20点 45点
自家製剤加算（屯服薬）		1調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、I+II剤 液剤	90点 45点
自家製剤加算（外用薬）		1調剤につき 錠剤、ロ-チ剤、軟・硬膏剤、パ-ツ剤、リメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、洗眼剤 液剤	90点 75点 45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	35点 45点 80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額＝調剤基本料（加算含）＋薬剤調製料＋無菌製剤処理加算 ＋調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

第2節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	
① 内服薬あり		内服薬 1剤につき、3剤分まで	7日分以下 4点、8～14日分 28点 15～28日分 50点、29日分以上 60点
② ①以外			4点
重複投薬・相互作用等防止加算		処方変更あり	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
調剤管理加算	—	複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来局時 3点 2回目以降（処方変更・追加） 3点
医療情報取得加算	—	オンライン資格確認体制、1年に1回まで	1点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常（②・③以外）		3か月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		3か月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射・悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 道定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
服薬管理指導料（特例）	—	3か月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
かかりつけ薬剤師指導料	○	処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可	76点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射・悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 道定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師包括管理料	○	処方箋受付1回につき	291点
外来服薬支援料 1		月1回まで	185点
外来服薬支援料 2		一泊化支援、内服薬のみ	34点/7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料 1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2	—	内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績ありまたは それ以外	実績あり 110点、それ以外 90点
調剤後薬剤管理指導料		地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点 60点
服薬情報等提供料 1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料 2		薬剤師が必要ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リフィル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料 3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
① 単一建物患者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回・月8回まで）	650点
② 単一建物患者 2～9人			320点
③ 単一建物患者 10人以上			290点
④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料		保険薬剤師1人につき週40回まで（①～④合わせて）	59点
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで）	500点 200点
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変			59点
② ①・③以外			
③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料		主治医と連携する他の保険医の指示でも可	
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算			100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料		在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費の算定患者 1) 疑義照会に伴う処方変更、2) 処方箋交付前の処方提案に伴う処方箋	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
〃（所定単位につき15円を超える場合）	〃	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の減価措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師の場合》 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）	518単位
① 単一建物居住者 1人		379単位
② 単一建物居住者 2～9人		342単位
③ 単一建物居住者 10人以上		46単位
④ 情報通信機器を用いた服薬指導		100単位
麻薬管理指導加算		250単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	150単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	所定単位数の15%
特別地域加算		所定単位数の10%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の 5%
中山間地域等居住者サービス提供加算		

取り扱う要指導医薬品や一般用医薬品について

要指導

医薬品

医療用医薬品から新たに市販用にスイッチされた医薬品等で、使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、対面販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第1類

医薬品

一般用医薬品

使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第2類

医薬品

一般用医薬品

使用上、注意が必要な医薬品。

薬剤師または**登録販売者**が必要な情報提供に努め、販売いたします。

商品に直接触れることができます。

指定第2類医薬品

第2類医薬品の中で特に注意が必要な医薬品です。「**してはいけないこと**」を必ずご確認ください。情報提供しやすい場所に陳列されています。

第3類

医薬品

一般用医薬品

要指導や第1類、第2類以外の一般用医薬品です。

薬剤師または**登録販売者**が必要な情報提供に努め、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

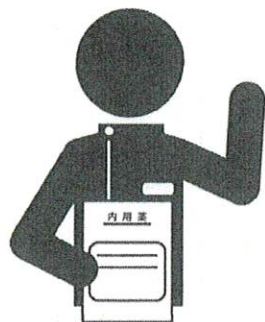
静岡県薬剤師会

054-203-2023

静岡県薬務班

055-920-2107

個人情報に関する基本方針



基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- 個人情報の適切な保管のために安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

個人情報の取り扱い



当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護に関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

個人情報の利用目的

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします。

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社、弁護士への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う薬剤師・医療事務等の教育・研修
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会・学術誌等への発表・報告（学会、研究会、学術誌等で発表、報告する場合、個人を特定できないように匿名化いたします。匿名化が困難な場合は、ご本人の同意をいただきます。）
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

業務委託について

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い、契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

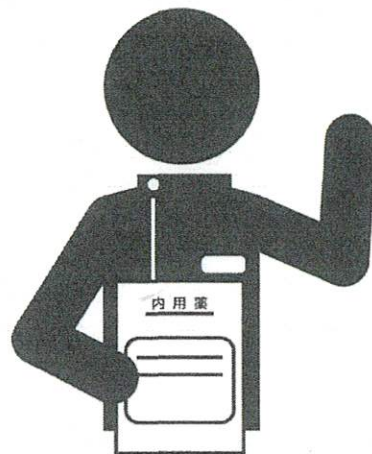
情報開示について

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

お薬のことで困ったら
かかりつけ薬剤師に
おまかせください

担当薬剤師が
あなたの薬を
まるごと管理



いつでも
ご相談
できます

担当薬剤師を指名してください。同意書に署名していただくことで、次回から専任の**かかりつけ薬剤師**が担当いたします。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局に週32時間以上勤務しています（育児・介護など労働時間短縮の場合は週24時間4日間以上）。薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得し、医療に係る地域活動の取組に参画しています。

うさぎ薬局 湯の花店

地域に貢献する薬局になるために



平日は1日8時間以上、土・日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ週45時間以上開局しています。



1,200品目以上の医薬品を備蓄しています。



単独または近隣の薬局と連携し、24時間調剤及び在宅業務に対応しています。地方公共団体等に周知を行っています。



在宅業務の体制を整備しています。在宅の業務実績があります（年1回以上）。在宅支援に係る診療所や病院、訪問看護ステーションとの連携をとれるようにしています。



プライバシーに配慮した構造です。



麻薬小売業者の免許を受けています。



健康相談または健康教室を行っています。
一般用医薬品を販売し、必要に応じて医療機関への受診を勧奨しています。



調剤従事者の資質向上を図るため、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。



インターネットを通じた情報収集と周知（PMDAメディナビなど）を行っています。



かかりつけ薬剤師指導料に係る届出を行っています。
管理薬剤師の実務経験が要件を満たしています。（薬局勤務5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍）



健康被害や薬の効果が得られないことを防止した事例（プリアボイド）の把握・収集と副作用報告に係る手順書を作成し、報告する体制を整えています。



処方せん集中率が85%を超える薬局では、後発医薬品の調剤割合が50%以上あります。

うさぎ薬局 湯の花店

＼ 無菌的な調剤を行っています ／

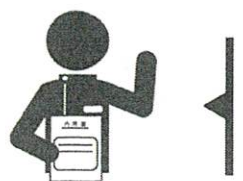


当薬局では、2つ以上の注射剤（中心静脈栄養法輸液、抗悪性腫瘍剤、麻薬）について、無菌室・クリーンベンチ・安全キャビネット等の無菌環境の中で、無菌化した器具を使用し、無菌的な調剤を行っています。

当薬局では2名以上の保険薬剤師が在籍しており、無菌製剤を処理を行うための無菌室、クリーンベンチまたは安全キャビネットを設置している店舗と連携しています。

うさぎ薬局 湯の花店

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合お申し出てください。（医師の了解と指示が必要です）

在宅患者訪問薬剤管理指導

（医療保険対象者）

1点=10円 10点=10円（1割負担）30円（3割負担）



同一建物居住者以外

650点/回（1人）



同一建物居住者

320点/回（2-9人）

290点/回（10人以上）

自己負担率により金額が変わります。麻薬の必要な場合は100円が加算されます。月4回まで

うさぎ薬局 湯の花店 管理薬剤師

静岡県知事指定介護保険事業所

第2240410551号

居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導

（介護保険対象者）

1単位=10円 10単位=10円（1割負担）30円（3割負担）



同一建物居住者以外

518円/回



同一建物居住者

379円/回（2-9人）

342円/回（10人以上）

自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

TEL 0557-35-9222

FAX 0557-35-9223

緊急時 080-3564-8345（24時間対応）

介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

(介護予防)居宅療養管理指導のサービスに係わる重要事項等説明書

(介護予防)居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、ご説明する重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	うさぎ薬局 湯の花店
事業所の所在地	静岡県伊東市湯川 1-14-13 天満ビル 1 階
指定番号	静岡県指定 2 2 0 4 1 0 5 5 1 号
電話番号	0 5 5 7 - 3 5 - 9 2 2 2

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等の指示に基づきうさぎ薬局の薬剤師が適正な(介護予防)居宅療養管理指導を提供することを目的とします。
運営の方針	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保険、医療、福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。 ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 提供するサービス

当事業者がご提供するサービスは以下の通りです。

【 (介護予防)居宅療養管理指導サービス 】

- ① 当事業所の薬剤師が、毎月医師の指示に基づき薬学的管理指導計画を作成します。そして医師の発行する処方せんにより薬剤を調剤するとともに、管理計画に基づいて薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう説明いたします。
- ② もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

4. 職員等の体制

当事業者の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員 数	通常の勤務体制
薬剤師	2 名	・ 常勤者 (2 名) 勤務時間一午前 9 : 0 0 ~ 午後 6 : 3 0 (月火水金) 勤務時間一午前 8 : 4 5 ~ 午後 4 : 4 5 (木) 勤務時間一午前 9 : 0 0 ~ 午後 6 : 0 0 (土)
事務員	3 名	・ 常勤者 (3 名) 上に同じ

5. 担当薬剤師

【 担当薬剤師は、以下の通りです。】

担当薬剤師：① XXXXXXXXXX ② XXXXXXXXXX

責任者： XXXXXXXXXX

- ① 担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください。
- ② 当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。

6. 営業時間

当事業所の通常の営業日は、次の通りです。

- ①営業日 月曜日から土曜日。但し、国民の祝祭日及び年末年始（12月30日～1月3日）、お盆時期を除きます。
- ③ 営業時間 午前9：00～午後6：30（月火水金）
午前8：45～午後4：45（木）
午前9：00～午後6：00（土）

7. 緊急時の対応等

- ①必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8. 利用料

【サービスの利用料は、下記の通りです。】

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

A. 在宅利用者の場合

- ①(介護予防)居宅療養管理指導サービス費として
 - ・1回あたり 518円（1割負担の場合）（月4回まで）
- ②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合
 - ・1回あたり 100円（1割負担の場合）
- ③別に厚生大臣が定める者に対しては週2回1月に8回まで

B. 居住系施設に入居している利用者の場合

- ①(介護予防)居宅療養管理指導サービス費として
 - ・1回あたり 379円（単一建物居住者2～9名）（1割負担の場合）（月4回まで）
 - ・1回あたり 342円（単一建物居住者10名以上）（1割負担の場合）（月4回まで）
 - ②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合
 - ・1回あたり 100円（1割負担の場合）
 - ③別に厚生大臣が定める者に対しては週2回1月に8回まで
- *上記の他、医療保険での調剤費と薬代はご負担となります。

9. 苦情申立窓口

当事業所サービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

- ① 連絡先：0557-35-9222
- ② 当者名：外山 ひとみ

当事業者は、利用者に対する(介護予防)居宅療養管理指導サービスの提供に当たり、利用者及び代理人に対して、重要事項等説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

(介護予防)居宅療養管理指導サービス事業者

事業所所在地 伊東市湯川 1-14-13 天満ビル 1階
名称 うさぎ薬局湯の花店

＼ 取扱い公費負担医療 ／

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 母子保健法による養育医療
- 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助



うさぎ薬局 湯の花店



緊急時の連絡先

「080-3564-8345」

近隣連携薬局

うさぎ薬局岡店

0557-35-5656

伊東市岡217-25

うさぎ薬局 湯の花店



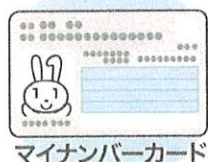
とっても
簡単!

マイナンバーカード

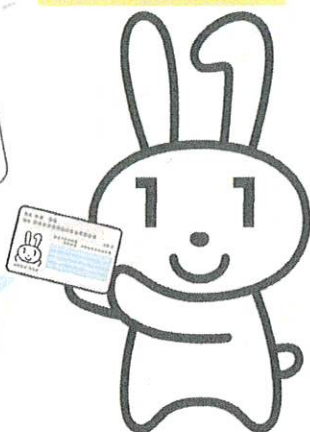
1 受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



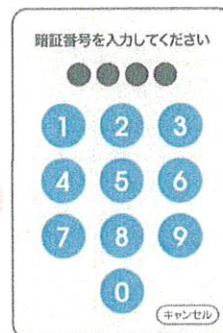
2 本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

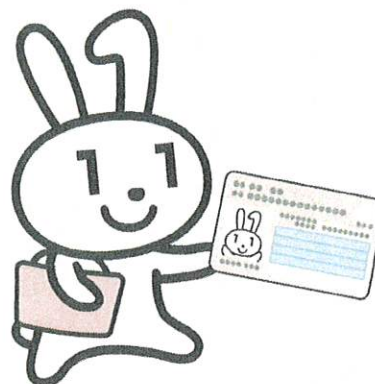
同意しない・40歳未満

同意する

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

医療DXを積極的に推進しています

当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。具体的には、以下の取り組みを行っています。

1. オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムを通じて、患者さんの診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。

2. マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用の促進

マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用を促進することで、患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。

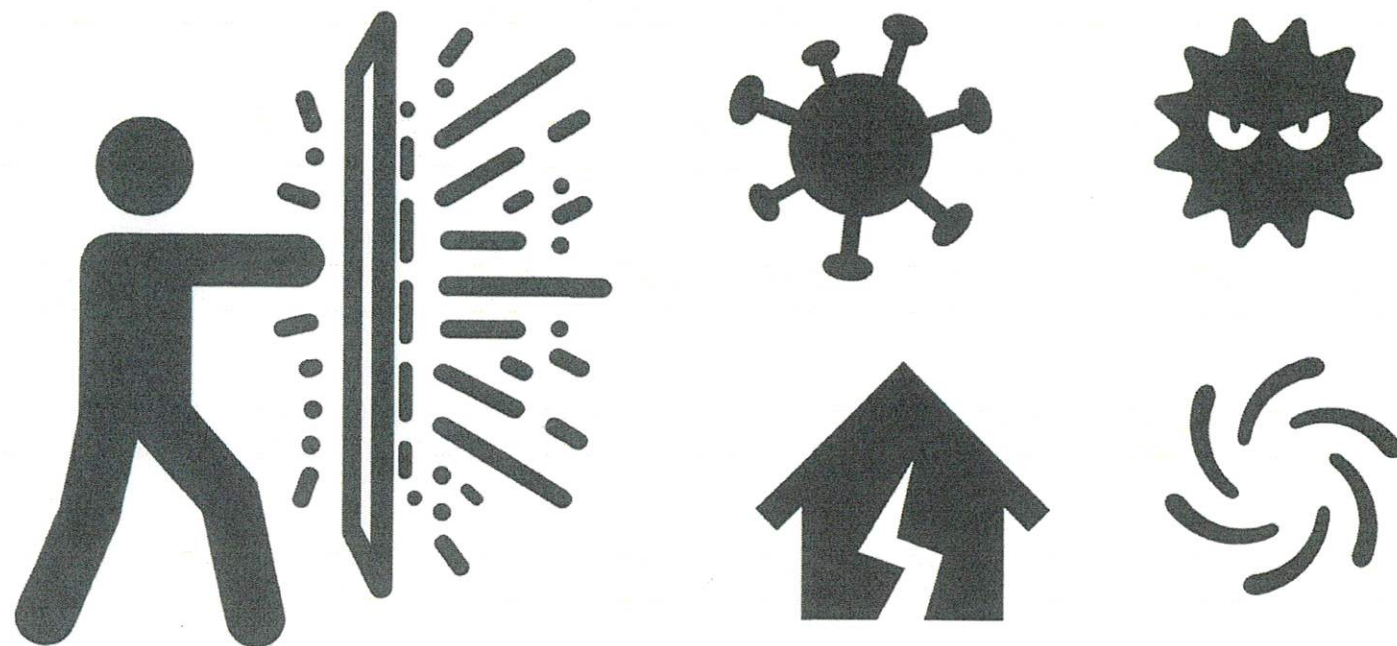
3. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用

電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスムーズな医療提供を実現しています。

オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。



感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。

他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

患者さんへのお願い

ー医薬品の供給が難しくなっていますー

一部の医薬品について、十分な供給が難しい状況が続いています。
薬の製造上の問題、需要の増加など、複数の問題が複雑に絡み合い、流通が逼迫していることが原因です。



状況によっては医師に確認の上、以下の変更を行う必要が生じるため、調剤にお時間をいただく場合がございます。

- ・ 同一成分・同一薬効薬への変更
- ・ 処方日数の変更

ご理解・ご協力をお願いいたします。

当薬局では必要な医薬品を確保するため

薬局間の医薬品の融通・医療機関との情報共有に努めています。

労災保険
指定薬局

生活保護法指定